重要事項説明書

［介護保険適用外サービス］訪問介護

和寿園訪問介護事業所

［介護保険適用外サービス］訪問介護　重要事項説明書

当事業所は、お客様に介護保険適用外サービス（以下「自費介護サービス」という）を提供させていただくに当たり、事業所の概要や提供するサービスの内容等、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

１．事業所の名称等

（１）事業所名　和寿園訪問介護事業所
（２）所 在 地　兵庫県丹波篠山市高屋２４番地
（３）連 絡 先　電 話　０７９―５９３―００６９
　　　　　　　　ﾌｧｯｸｽ　０７９―５９３―００７０
（４）管 理 者　伊 藤　二 葉

２．事業所の運営方針

訪問介護員は、お客様が可能な限り、その施設等を含む居宅において、その本人の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように残存能力の活用を図り、お客様の意思及び人格を尊重して、入浴、排せつ、食事等の身体介護、生活全般にわたる生活援助、その他の必要なサービス援助を行います。

３．職員の配置状況

（１）管　理　者　　１人（兼務１人）
（２）訪問介護員　　２.５人以上

４．営業日および営業時間

（１）営 業 日　　毎日
（２）営業時間　　午前７時から午後８時

５．通常の事業実施地域

丹波篠山市内

６．提供するサービスの内容

（１）身体介助　　食事介助、入浴介助、排泄介助、服薬介助等
（２）付き添い介助　通院、散歩、行楽、観劇、冠婚葬祭、等に外出される際の付き添い介助
（３）買い物代行
（４）入退院支援　入退院時の準備や付添、入院中の見守り等
（５）家事支援　　調理、後片付け、掃除、洗濯、布団干し、庭の手入れ等
（６）見守り支援　自宅での様子観察や見守り等

＊お客様の医療行為は行いません。

７．サービス料金は別紙のとおりです。

８．利用料金のお支払方法（契約書　第６条）

サービス利用料金は１か月ごとに計算して請求書を発行します。請求書を発行しますから翌月２０日までに次の方法でお支払いください。

（1）指定口座への振込

ア、中兵庫信用金庫　丹南支店　普通預金　０１７６６２３

口座名義：和寿園特定施設入居者生活介護事業所　管理者　伊藤二葉

イ、丹波ささやま農業協同組合　西紀大山支店　普通預金　００２１４８５

口座名義人：社会福祉法人和寿園　理事長　山本　喜代治

（2）指定口座からの自動引き落とし

ア、中兵庫信用金庫　各支店

イ、丹波ささやま農業協同組合　各支店

９．利用の中止、変更、追加（契約書　第７条）

1）利用予定日の前に、お客様の都合により、自費介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスを追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。

2）利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、お客様の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

ア、利用予定日の前日までに申し出があった場合…無料

イ、利用予定日の前日までに申し出がなかった場合…当日利用料金の１０％

3）自費介護サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況によりお客様の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をお客様に提示して協議します。

１０．利用料金の変更（契約書　第８条）

1）別紙に定めるサービス利用料金について、事業所は当該サービスの利用料金を変更できるものとします。

2）別紙に定めるサービス利用料金については、経済状況に著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、事業者はお客様に対して変更を行う１か月前までに文書で連絡、説明をしたうえで変更することができます。

3）お客様は前項の変更に同意できない場合には、本契約を解約することができます。

１１．個人情報の保護

お客様の個人情報の利用等については、別途「個人情報使用同意書」による同意のもとで使用します。

１２．苦情相談窓口

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

・苦情受付窓口(担当者) … 細 見　仁 美

・受付時間 … 毎日､8：30 ～ 17：30

・苦情解決責任者 … 伊 藤　二 葉

１３．緊急時、および事故発生時の対応方法

サービス提供中に、お客様の身体の状況に著しい変化が見られた場合は、「緊急連絡票」に記入されたご家族等に速やかに連絡します。急を要する場合は救急隊を要請し、以後報告となる場合があります。

＊「緊急連絡票」に記載された連絡先等が変わった際は、その都度ご連絡ください。

１４．大規模災害発生時の対応方法

サービスの提供中、または、当日のサービス提供前において、大規模災害発生時には、お客様および訪問介護員の身の安全を第一とし、情報の収集を図るとともに、適切な対応をいたします。

１５．感染症の対応

サービス提供前において、感染症（インフルエンザ・ノロウィルス等）の症状がある場合には、速やかにご連絡ください。また、サービス提供当日において感染症等の疑いがあると当事業所が判断した場合は、感染拡大防止のため必要な対応策を図り、医療機関への受診をお願いする場合があります。

１６．お客様からの契約解除（契約書　第１１条）

お客様は次に掲げる事由が客観的に存在すると認められる場合には、直ちに本契約を解除することができるものとします。

１）事業者が、お客様またはその家族に対して不法行為を行った場合
２）事業者が、本契約に対して著しく違反し、お客様に対して重大な損害を発生させた場合
３）事業者が、正当な理由なくサービスの提供を拒否した場合
４）上記各号のほか、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

１７．事業所からの契約解除（契約書　第１２条）

事業所は、お客様が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

１）契約時に必要な書類に虚偽の掲載をし、または故意に不利益となる事実を告知しない等の不正手段により、事業所との信頼関係に支障をきたした場合
２）お客様が支払うべきサービス利用料の支払いが３カ月以上遅延し、相当期間を定めた督促にもかかわらず、これが支払われない場合
３）お客様、またはそのご家族が事業所または職員の生命、身体、財産、もしくは信用を傷つける恐れがあり、かつ、事業所がこれを防止できないと判断した場合
４）前各号のほか、お客様またはその家族と事業所の信頼関係に支障をきたし、その回復が困難であり、事業所が適切なサービスの提供を継続できないと判断した場合

１８．損害賠償について（契約書　第１６条）

事業者の責任によりお客様に生じた損害については、当事業所が加入している「社会福祉施設総合損害補償」の規定に基づいて速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について契約者に故意または過失が認められない場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

令和　　　　年　　　　月　　　　日

時刻：　　　時　　　分

場所：

介護保険適用外サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護保険適用外サービスの提供開始に同意しました。

契約者（お客様）

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

私は、契約者が事業者から重要事項説明を受け、介護保険適用外サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が、契約者に代わって署名を代行します。

署名代行者

住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

（契約者との関係：）

事業所
住　所　兵庫県丹波篠山市高屋 24 番地
法人名　社会福祉法人和寿園
理事長　山 本　　喜 代 治　　　㊞

個人情報使用同意書

私(利用者)及びその家族等の個人情報については、令和　　年　　月　　日付の契約締結における秘密保持に関し、下記の場合にその必要とする範囲内で使用することに同意します。

記

1　事業者が、介護保険法に関する法令に従い、利用者のサービス計画に基づく指定訪問介護予防事業サービス等を円滑に実施するため行うサービス担当者会議等において使用する場合

2　私（利用者）が入院等医療機関で受診するときに医療機関に対し、個人情報を使用する場合

3　事業者が、契約終了によって利用者を他の施設へ紹介するなどの援助を行うに際し必要な個人情報を使用する場合

令和　　　　年　　　　月　　　　日

和寿園訪問介護事業所
管理者　伊 藤　 二 葉　様

利 用 者
住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　印

利用者家族
住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　印

（別紙）

サービス利用料金

平成２７年６月１日

＜身体介助＞

単　位	単　価	備　考
３０分	１，０００円	３０分毎

（サービス内容）
・食事介助
・入浴介助
・排せつ介助
・服薬介助
・付き添い介助（通院、買い物、散歩、行楽、観劇、冠婚葬祭等）
・その他

＜生活援助＞

単　位	単　価	備　考
１時間	１，５００円	最初の１時間まで
３０分	５００円	１時間以降の３０分毎

（サービス内容）
・買い物代行
・入退院支援（入退院時の準備や付添、入院中の見守り等）
・家事支援（調理、後片付け、掃除、洗濯、布団干し、庭の手入れ等）
・見守り支援（自宅での様子観察や見守り等）
・その他

＜その他の費用＞

１．交通費
　利用者の居宅等が丹波篠山市外の時は、交通費の実費（５０円/ｋｍ）

２．キャンセル料
　・利用予定日の前日までに申し込みがあったとき…無料
　・利用予定日の前日までに申し込みがなかったとき…当日利用料金の 10%
　・お客様の体調不良等、正当な理由のあるとき…無料

３．その他
　サービス提供にあたり必要となるお客様の居宅での電気、ガス、水道の費用はお客様の負担